

保育士修学資金 借入申込みにかかる留意事項

保育士養成施設（以下「養成施設」という。）の長の推薦を受け、和歌山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）にお申込みください。

県社協は、申込内容を審査の上、貸付けの可否を決定します。

1 借入申込みについて

（１）借入申込者の要件

借入申込者は、修学する学生本人とします。養成施設に在学し、次の要件をすべて満たしている必要があります。

ア 養成施設に在学している（和歌山県内に住民登録している方、または在学前まで和歌山県内に住民登録をしていて養成施設への修学のため転居した方のいずれかに限る）。

イ 養成施設を卒業後、県内で対象業務に従事しようという意思を有する。

ウ 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に貸付けが必要である。

（２）生活費加算の申込要件

生活費加算を受けるには、上記（１）のア～ウの要件に加えて、次のアまたはイのいずれかを満たしている必要があります。

ア 借入申込者が借入申込時に生活保護世帯の世帯員である。

イ 借入申込者（借入申込者が被扶養者の場合は扶養者）が前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた。

- ・ 地方税法第 29 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
- ・ 地方税法第 32 条 3 号に基づく市町村民税の減免
- ・ 国民年金法第 8 条または第 9 条に基づく国民年金の掛金の減免
- ・ 国民健康保険法第 7 条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

（３）生活費加算について

ア 生活費加算の額は、下表に掲げる額のうち借入申込者の借入申込時における年齢及び居住地に対応する区分の額以内です。

（単位：円）

年齢	級地区分					
	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
19 歳以下	43,300	41,360	39,400	37,460	35,510	33,560
20～40 歳	41,440	39,580	37,710	35,840	33,980	32,120
41～59 歳	39,290	37,520	35,750	33,990	32,220	30,450
60～69 歳	37,150	35,480	33,800	32,140	30,460	28,790
70 歳以上	33,280	32,020	30,280	29,120	27,290	26,250

（参考）県内の級地区分

級地	市町村
2 級地－ 1	和歌山市
3 級地－ 1	海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、岩出市、紀美野町、高野町、湯浅町、美浜町、白浜町、那智勝浦町、太地町、串本町
3 級地－ 2	上記以外の市町村

イ 生活費加算の貸付期間は、借入申込みした日の属する月以降からとなります。

ウ 生活費加算と生活保護を同時に受けることはできません。借入申込時に生活保護世帯に属する方が生活費加算を受ける場合、生活保護の廃止、または世帯分離を行い、生活保護の適用がないことの確認を行います。

エ 生活費加算のみの借入申込みはできません。

オ 一度貸付決定した方について、貸付期間中に転居、加齢等により級地区分等が変更になる場合や、生活扶助基準額の見直しがあった場合でも、加算額の変更はしません。

(4) 連帯保証人

ア 連帯保証人が1名必要です。借入申込者の修学、就職及び就労継続を支援する熱意を有することを要件とします。

(5) 借入希望額

ア 貸付月額は、5万円を上限として必要な金額を申込みことができます。本制度は給付ではなく貸付けであることを踏まえ、ご家族等ともご相談の上、申し込んでください。

イ 貸付開始が4月以降となる場合で、借入申込者が希望する場合は、4月から貸付開始までの間の貸付月額について、さかのぼっての貸付けが可能です（生活費加算を除く）。

ウ 入学準備金または就職準備金のみの貸付はできません。

ただし、保育士修学資金の対象者であって、月額（修学資金）の貸付けを受けていない場合、最終学年の開始時に就職準備金のみの貸付けが可能です。

エ 令和6年度以前の入学生の方には、入学準備金を貸付けることはできません。

(6) 貸付期間

養成施設に在学する期間（正規の修学期間内）とし、2年間を限度とします。ただし、正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、貸付金額が2年間に相当する金額の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができます。

【貸付額の例】 2年課程の場合 50,000円×24か月＝1,200,000円

3年課程の場合 33,333円×36か月＝1,199,988円

4年課程の場合 25,000円×48か月＝1,200,000円

(7) 他の奨学金との併用

ア 養成施設への就学のために、他の奨学金等を借り入れている場合（予定含む）、必ず借入申込書の「他の奨学金等の借入状況」欄に記入してください。

イ 他の奨学金を併用する場合、併用して借り入れた際の総額が、修学費用の総額を上回らない範囲内で貸し付けることとします。

2 申込方法

(1) 必要書類を作成及び添付して、養成施設に提出してください。

※ 養成施設では、提出された申込書類に推薦書を添付し、県社協に送付します。

※ 生活保護世帯に属する方については、県社協が申込書類を受理した後、福祉事務所に貸付けに係る意見を求めます。

(2) 借入申込書等を記入する際の注意点

ア 文字の訂正は、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。

イ 事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付けの可否を決定することができますので、ご注意ください。

ウ 借入申込者や連帯保証人の「署名欄」は、必ず、それぞれ借入申込者、連帯保証人ご自身による署名押印をお願いします。

(3) 住民票

ア 本人及び本人と生計を一にする世帯全員分記載で、省略事項のないもので、3か月以内に発行されたものを提出してください。個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

なお、生計を一にする世帯とは次のとおりです。

① 同居・別居を問わず、本人と生計を一にする家族

② 同一の住居に居住している家族

イ 養成施設への修学にあたり借入申込者が住民票を移動した場合等は、移動前（出身世帯）及び移動後（現住所）の住民票の両方を提出してください。

(4) 所得に関する証明書

借入申込者の属する世帯（または出身世帯）で収入がある方全員の分、及び連帯保証人の分（令

和6年分・3か月以内に発行されたもの)を提出してください。

所得に関する証明書とは、市町村発行の「所得証明書」とし、その「所得金額」を借入申込書の前年の所得欄に記入してください。源泉徴収票は不可とします。

3 貸付決定

県社協は、提出された借入申込書類を審査の上、貸付けの可否を決定し、貸付決定（または不承認）通知を、養成施設を経由して当該借入申込者に交付します。

4 貸付決定後の手続き

手続きは、以下のとおりです。詳細は、改めてご案内します。

(1) 借用書等の提出

- ① 借用書（収入印紙を貼付の上、消印）
- ② 印鑑登録証明書（借受人及び連帯保証人のもので、3か月以内に発行されたもの）
- ③ 振込口座届出書
- ④ ③の通帳の写し（金融機関名、預金者氏名、口座番号が確認できる面）

(2) 貸付金の送金

原則として、半年ごとに、6か月分を一括してそれぞれ最初の月に振込みます。

入学準備金は初回分と、就職準備金は最終回分と併せて振込みます。

- ① 初回は、借用書等が提出され、県社協が受理した後、指定口座に送金します。
- ② 2回目以降は、借受人の在学状況等（出席状況や学業成績等）について、養成施設から県社協に報告をいただいた上で、送金します。
ただし、月額（修学資金）の貸付けを受けていない者への就職準備金は、最終学年の開始時に送金します。

5 返還免除

次のすべてを満たす場合、申請により貸付金の返還が免除されます。

- ① 養成施設卒業の日から1年以内に保育士として登録
- ② 和歌山県内の保育所等に就職
- ③ 対象業務※1に5年（実従事900日）以上継続して従事
（過疎地域、離島及び中山間地域等で従事※2または中高年離職者の場合※3は3年（実従事540日）以上）

※1 対象業務は、以下のとおりです。

- ① 障害児通所支援（児童発達支援または放課後等デイサービス）を行う児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設
- ② 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
- ③ 児童相談所の児童を一時保護する施設
- ④ 保育士養成施設
- ⑤ 幼稚園のうち、次に掲げるもの
ア 預かり保育を常時実施している施設
イ 認定こども園への移行を予定している施設
- ⑥ 認定こども園
- ⑦ 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
- ⑧ 病児保育事業（県に開始届出を行ったもの）
- ⑨ 放課後児童健全育成事業
- ⑩ 一時預かり事業（県に開始届出を行ったもの）
- ⑪ 乳児等通園支援事業
- ⑫ 離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ⑬ 認可外保育施設のうち、次に掲げるもの
ア 児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設
イ 県が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
ウ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
エ 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
- ⑭ 企業主導型保育事業

※ 2 県内の該当地域は下表のとおり

	令和 2 年度以前	令和 3 年度以降	令和 4 年度以降	令和 5 年度以降
過疎地域、 離島及び中 山間地域等	田辺市、新宮市、紀 美野町、かつらぎ 町、九度山町、高野 町、湯浅町、有田川 町、由良町、印南 町（旧日置川町の区 域）、すさみ町、那 智勝浦町、太地町、 古座川町、北山村、 串本町	<u>海南市（旧下津町の 区域）</u> 、田辺市、新 宮市、 <u>紀の川市（旧 粉河町、旧那賀町、 旧桃山町の区域）</u> 、 紀美野町、かつらぎ 町、九度山町、高野 町、湯浅町、有田川 町、由良町、印南 町（旧日置川町の区 域）、すさみ町、那 智勝浦町、太地町、 古座川町、北山村、 串本町	海南市（旧下津町の 区域）、田辺市、新 宮市、紀の川市（旧 粉河町、旧那賀町、 旧桃山町の区域）、 紀美野町、かつらぎ 町、九度山町、高野 町、湯浅町、 <u>広川 町、有田川町、美浜 町、由良町、印南 町、みなべ町（旧南 部川村の区域）</u> 、日 高川町、白浜町（旧 日置川町の区域）、 すさみ町、那智勝浦 町、太地町、古座川 町、北山村、串本町	<u>和歌山市以外</u>

※ 3 養成施設入学時に 4 5 歳以上で、離職して 2 年以内の方が該当します。

< 申込みから返還免除までの流れ >

